

市民参加型アートプログラム事業企画・構成及び制作管理・運営等委託業務  
プロポーザル実施要項

1. 趣旨

アーツカウンシルさいたま（以下「ACさいたま」という）は、さいたま国際芸術祭等の取組により創出された、市民プロジェクトやサポーターのコミュニティを土台とし、市民が日常的に文化芸術に親しむ環境づくりを進めるため、市民参加型のアートプログラムについて、企画・構成及び制作管理・運営等業務をプロポーザル（企画提案）方式による公募により決定します。

2. 契約概要

(1) 件名

市民参加型アートプログラム事業企画・構成及び制作管理・運営等委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月3日（火）まで

(3) 業務委託費の上限

165万円以下（源泉徴収税、消費税、地方消費税及び復興増税等を含む）

(4) 契約方法

ACさいたまは、本プロポーザルの結果、選定された提案者と契約交渉を実施した上で、上記業務委託費の上限の範囲内で委託します。

3. 業務内容

別紙 仕様書のとおり

4. 提出物及び提出部数

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 事業企画提案書（様式）           | 1部  |
| プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式） | 1部  |
| 見積書、内訳書（任意様式）         | 各1部 |

5. 応募条件

- (1) 芸術分野で、市民等が参加するワークショップ等の企画・構成及び制作管理・運営経験があること。
- (2) 次に掲げる1から5号のいずれかに該当する者および該当する者を構成員とする団体、又は次に掲げる6号の事業については、応募できません。
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 令和7年4月1日時点で、納めるべき国・都道府県・市町村税について、滞納がある人
- ⑤ 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- ⑥ 政治・宗教・営利・反社会的活動を目的とする事業、また公序良俗に反する作品の制作事業等

## 6. 審査

### (1) 評価委員会

ACさいたまは、本プロポーザルの実施にあたり、評価委員会において審査を行い、優れた提案者を選定します。

### (2) 審査

書類審査を行います。

### (3) 審査基準

別紙 審査基準のとおり。

### (4) 受託者の決定

ACさいたまは、評価委員会の審査において選定された提案者と契約交渉を行います。

### (5) 選定結果の通知

選定結果は、提案者すべてに通知します。

## 7. 質疑

### (1) 相談・質疑・回答期間

相談・質疑受付：令和7年6月10日（火）から令和7年6月16日（月）まで必着

相談・質疑回答：令和7年6月20日（金）

※事業企画する上で、さいたま市の会場等についてご相談がございましたら、上記期間中にご相談ください。

※参考：ACさいたまがアート資源調査で調べた市内のアート  
関連スペース

<https://artscouncil-saitama.jp/library/survey/>

### (2) 相談・質疑受付方法

下記の提出先に示すアドレスに電子メールにてご提出ください。

### (3) 回答方法

ACさいたま Web サイトにて行います。

## 8. 提出書類の提出期限と方法

### (1) 企画提案書受付期間

令和7年6月21日(土)から令和7年7月19日(土)まで必着

### (2) 企画提案書提出方法

企画提案書は、下記の提出先へ持参・郵送・電子メールにてご提出ください。

### (3) 提出先(お問合せ先)

アーツカウンシルさいたま

(公益財団法人さいたま市文化振興事業団 アーツカウンシル課)

〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1

さいたま市文化センター4階

電話 048-767-5350

Mail [artscouncil●saitama-culture.jp](mailto:artscouncil@saitama-culture.jp)

※●を@に変えてください。

## 9. 受託者の決定時期

7月下旬を予定